分野	質問	回答
電気	予備検索で、請求項や要約を検索対象にする場合と、全文で近傍検 索をする場合との使い分けを教えて下さい。	予備検索で請求項や要約を検索対象にする場合 →従来技術や分野を検索する場合 全文を検索対象とする場合 →特徴となる構成要素やキーワードを使用する場合 全文検索でノイズを排除したい場合に近傍検索を活用する
電気	問2 近傍検索の文字数の目安はありますでしょうか。	単語間に入る文字数を想定して決める。 前後の数字を検索し、目的に応じて変更する。
電気	近傍検索の字数を選定した背景をお教えください。 15Nとし、14 や16としなかった背景を知りたいです。	単語間に入る文字数を想定して決める。 前後の数字を検索し、目的に応じて変更する。
電気	近傍検索で語順指定の使用有無の目安を教えてください。	単語同士の語順を想定して決める。 語順指定の有無をそれぞれ検索し、目的に応じて変更する。
電気	予備検索で特許分類を抽出すると、廃止されたFIが抽出される場合もよくあります。パテントマップガイダンスで廃止FIの調べ方は存じておりますが、通常より手間がかかり時間を要します。素早く廃止FIの内容を調べる手段があれば教示頂ければ幸いです。	市販ツール「ClassEye2021Pro」を使用すると容易に調べられます。 例えば、廃止FIの「G06Q10/00,120」をツールに入力すると、下記の様な情報が出力されます。 【FI 旧】 G06Q 管理目的,商用目的,金融目的,経営目的,監督目的または予測目的に特に適合したデータ処理システムまたは方法;他に分類されない,管理目的,商用目的,金融目的,経営目的,監督目的または予測目的に特に適合したシステムまたは方法[8] G06Q 10/00 管理;経営[8, 2012.01] G06Q 10/00 ,120・営業支援(2016.04廃→G06Q10/00)
機械	構成要素と構成要件をどのように使い分けをしておられますでしょうか。	いずれも、特許法に規定はなく、実務上の用語です。構成要件については、請求項の記載を分説した後の、それぞれの部分を指し示す言葉として用いられ、構成要素については、発明を構成する要素という意味で使われることが多いように思います。両者の使い分けについては、特に定説はなく、本セミナーにおいても、厳密な使い分けはしていません。
機械	機械分野 問2の不正解文献として、「低周波」の明記がないことを理由に、特開2003-079749を挙げられておりましたが、【0021】の「・・・電気的な刺激により筋肉等に対して収縮や弛緩を繰り返し与え、たたき作用や揉み作用などのマッサージ効果を発揮させる。」は、低周波治療器であることの説明と捉えておりましたが、この点いかがでしょうか。タイミングを逸しましたが、御確認をお願いします。	ご指摘の段落【0021】の記載に、出願時の周知技術を適用することにより、高周波治療器ではなく、低周波治療器に想到することは、当業者にとって容易である可能性が高いと考えられます。しかし、本間における正解文献は、設問により、いわゆる新規性を否定する文献でなければならないので、本文献は、不正解といたしました。
化学	問2(5)特開2018-86071、構成要件a[0034] 構成要件c[0043] は正解でしょうか?	特開2018-86071はX文献ではありませんので、問2(5-1)では不正解ですし、問2(5-2)で特開2018-86071における記載箇所をどのように答えようとも不正解です。問題文に「【設問】(5-1)で記入した文献がX文献と認められない場合、前記記入した文献に対応する部分の【設問】(5-2)の回答は不正解とする。」とありますので。ちなみに特開2018-86071がX文献でない理由は、経皮投与用マイクロニードルの記載はあるものの、前記マイクロニードルが内部に微粒子を含む記載がないからです。a[0034] c[0043] の説明はセミナー中にさせていただきました。

分野	質問	回答
化学	特表2020-536634の【0137】の「ジオキサン/テトラヒドロフラン/水(70%/25%/5%、v/v)の混合物中に溶解した5%(w/v)の固体を含有した。固体は、PLGA/PLA/LNG(72%/8%/20%、w/w)から構成された。」におけるLNGは薬理物質ですが前記固体は非該当でしょうか?	まず、特表2020-536634はX文献ではありませんので、間2(5-1)では不正解ですし、間2(5-2)で特表2020-536634の箇所をどのように答えようとも不正解です。問題文に「【設問】(5-1)で記入した文献がX文献と認められない場合、前記記入した文献に対応する部分の【設問】(5-2)の回答は不正解とする。」とありますので。この前提で回答させていただきます。質問の「前記固体は非該当でしょうか」の部分で、「何に」非該当かをお尋ねしているかが不明ですが、構成要件aに非該当かをお尋ねしていると解釈して回答します。【0137】の「固体」は構成要件aに非該当です。固体はPLGA/PLA/LNGを指しており、このうちLNGは薬理活性物質であるので構成要件aの基材に該当しません。基材に該当するのはPLGA/PLAですが、これらは水溶性ではありません。マイクロニードルの基材が水溶性ではありませんので構成要件aには非該当です。PLGA/PLA/LNGを可溶化するために有機溶剤を用いたことが【0136】に記載されています。溶媒に水が5%含まれていますが、これは製造中の蒸発を遅らせるためであると【0136】に記載されています。ちなみに、特表2020-536634がX文献でない理由はセミナーテキストp.113にあります。
化学	問2ですが、構成要件aを含めたことで発明の認定を誤って検索して しまったのですが、 構成要件aを全く使わない理由を教えて頂けますか?	模範解答の検索式で構成要件aに当たる検索キーを使用しなかった主な理由は、構成要件aにあたる適切な分類がないためです。分類がなければキーワードを用いることになりますが、キーワードの式からは他の異表記キーワードを見つけにくくなるため、漏れにつながると考えたためです。そこで模範解答では適切な分類がある構成要件e,b,cの使用を優先しました。しかしながら、構成要件aを使うこと自体が良くないわけではありません。例えば、構成要件aのキーワードを適切に選定した上でe*a*b*cの式をいくつか作成すれば、より少ない件数でX文献を見つけるのに役立つ可能性はあります。ただ、従来技術のマイクロニードルは水溶性固形成分が基材であるため、多くのマイクロニードルで水溶性の基材を用いているとも考えられ、件数を減らす効果は小さいかもしれません。